

天塩川下流汽水環境検討会 設置要領

(目的)

第1条 この要領は、『天塩川下流汽水環境整備計画（案）』（以下「整備計画（案）」という）の検討を行うため、北海道開発局留萌開発建設部が天塩川下流汽水環境検討会を設置することを定めるとともに、その審議事項等を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 北海道開発局留萌開発建設部に、天塩川下流汽水環境検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(審議事項)

第3条 検討会は次に掲げる事項を審議する。

天塩川本川下流において、鳥類や魚類、汽水性底生生物が生息生育できる多種・多様な汽水環境の回復に関する事項、観光や漁業など河川を利活用する地域産業の発展と、河川環境との共存・共生に関する事項。

(組織)

第4条 検討会は、学識経験を有する者等のうちから北海道開発局留萌開発建設部長が委嘱する者をもって組織する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 検討会に、座長と副座長を置く。
- 4 座長は、委員の互選により選出し、検討会の事務を総括する。
- 5 座長は、委員の中から副座長を指名する。
- 6 副座長は、座長を補佐し、座長不在の時は、その職務を代行する。

(オブザーバー)

第5条 検討会には、必要に応じて関係者をオブザーバーとして参加させることができるものとする。

(議事等)

第6条 検討会は、座長が召集する。

- 2 検討会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 3 検討会の議事は、原則として公開するものとする。

(事務局)

第7条 事務局は北海道開発局留萌開発建設部治水課に置く。

- 2 事務局は、検討会の運営に必要な事務を処理する。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成20年6月2日から施行する。

改訂 平成29年3月2日から施行する。